

# 青梅市 みどりの基本計画 概要版(案)



令和7(2025)年12月

青梅市

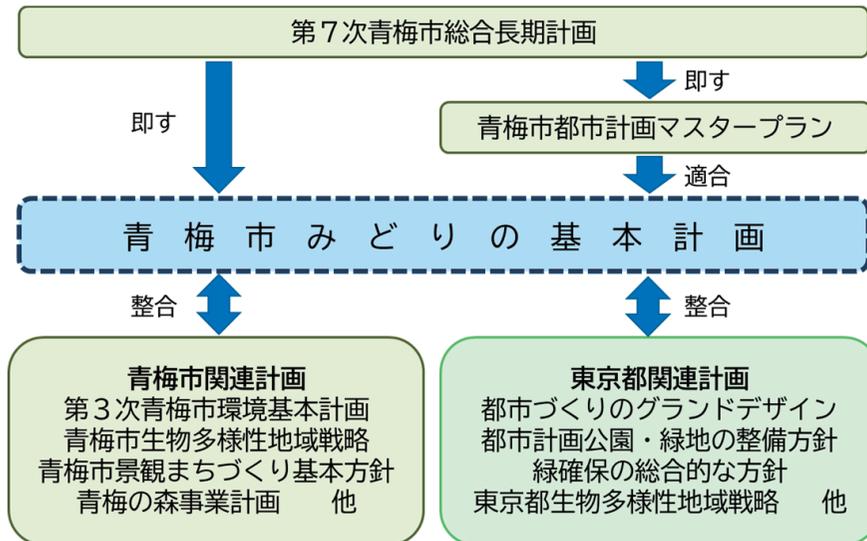
## 1. みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」とは、都市緑地法第4条にもとづき、市町村が中長期的な視点から、その区域内における緑地の適正な保全および緑化の推進に関する取組を総合的かつ計画的に実施するために定める計画です。

## 2. 計画の位置付け

青梅市みどりの基本計画（以下「本計画」という。）は、「第7次青梅市総合長期計画」や「青梅市都市計画マスタープラン」を上位計画とし、「第3次青梅市環境基本計画」などの関連計画と調和・整合を図ります。

また、広域的な視点として、東京都の関連計画を踏まえた計画とします。



みどりの基本計画の位置付け

## 3. 計画の目標年次

本計画の目標年次は、10年後の令和16（2034）年度とします。

## 4. みどりの機能

みどりは多面的機能を有しており、自然環境の形成や快適な生活を営む上で重要な役割を担っています。

### 環境保全機能

- エコロジカルネットワークの形成
- 空気の浄化、騒音や振動の軽減、二酸化炭素の吸収
- 快適な生活環境の創出

### 防災・減災機能

- 火災の延焼や災害の拡大を防止
- 避難場所や活動拠点、避難経路としての役割
- 浸水などの水害を抑制

### 景観形成機能

- 地域の歴史風土の伝承、地域のシンボルやランドマーク
- 地域固有の風景や自然景観を形成
- 無機質な都市景観の緩和

### コミュニティ形成機能

- 自然と触れ合い、健康づくりの場の提供
- 遊びや運動、休息、環境学習などの場の提供
- 保全活動を介したコミュニティの形成

## みどりの機能

### 地域振興機能

- 都市の魅力の向上
- 観光・交流の拠点を形成
- 農林業の振興による地域の活性化

### 期待されるみどりの機能

- 多面的機能をもつみどりを持続的に活用するグリーンインフラの取組

## 5. みどりを取り巻く社会情勢

本計画の策定にあたり、踏まえるべきみどりを取り巻く社会情勢を示します。

### 環境に関する世界的な潮流

世界における経済活動の拡大等により、気候変動や生物多様性の損失などの環境関連リスクの深刻化が地球規模での課題となっており、国は、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブの取組を推進しています。

### 自然災害の激甚化・頻発化

毎年豪雨による風水害や土砂災害が発生しており、気候変動による災害の激甚化・頻発化が懸念されています。

### Well-beingの向上

働き方・暮らし方の意識、価値観の変化や多様化により、Well-beingの向上が注目されています。

### デジタル社会の急速な進展

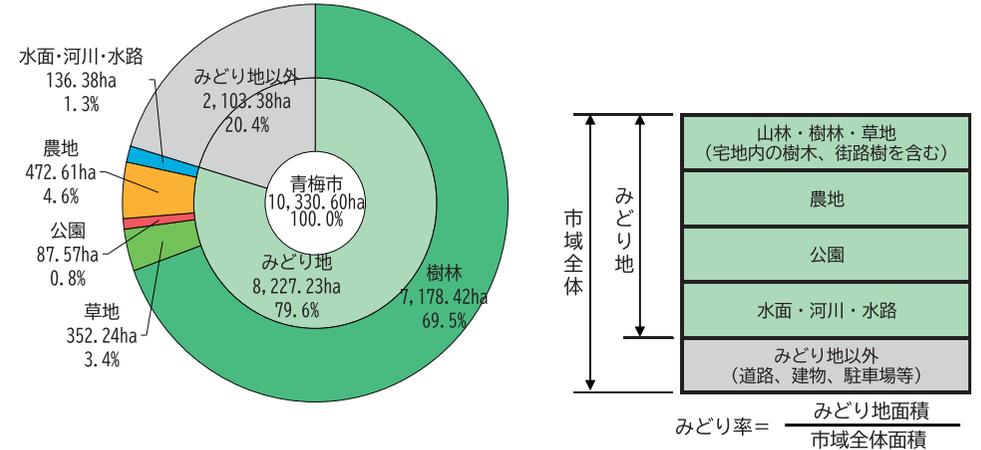
デジタル社会の進展は、人々のライフスタイルに変化をもたらしており、IoTやAI、ビッグデータを活用した付加価値の創出、生産性の向上が推進されています。

### グリーンインフラへの期待

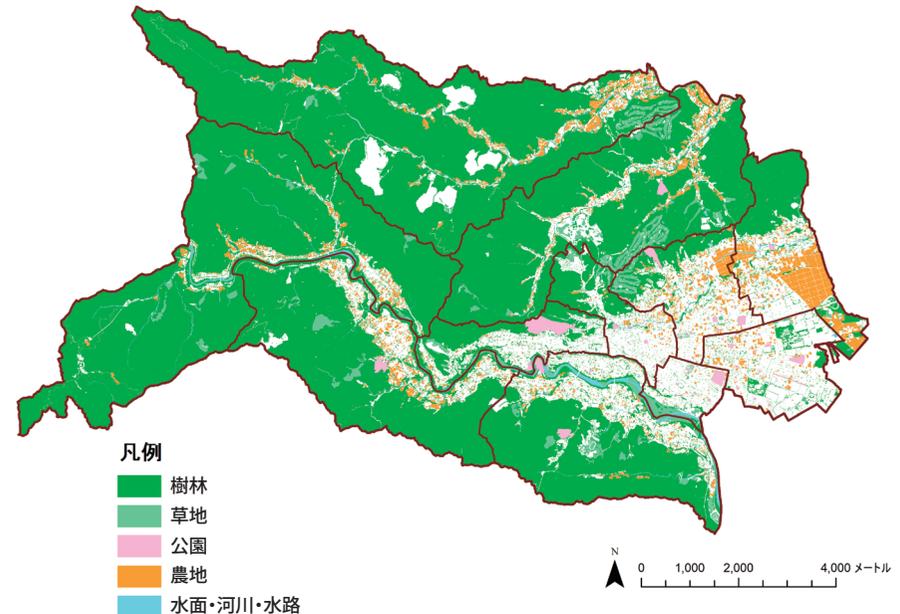
みどりが有する機能を活用するグリーンインフラの取組によって、社会課題解決に向けた効果が期待されています。

## 6. みどりの現況

東京都が令和5(2023)年に調査したみどり率データによると、本市のみどり率は79.6%でした。市域全体の6割以上が山林であり、多摩川をはじめとする河川、農地も多いため、高い数値となっています。



みどり率の構成割合



みどりの分布図

資料：東京都みどり率データをもとに作成

## 7. みどりのまちづくりの課題

「みどりを取り巻く社会情勢」などを踏まえ、みどりのまちづくりの課題を示します。

### 本市の骨格となる みどりの課題

みどりの骨格・主軸となる山地や丘陵地、河川、崖線樹林などのみどりを将来へ引き継ぐため、継続した保全活動が必要です。

### 公園・緑地に 関する課題

公園・緑地に求められる多様なニーズに対応するため、効率的・効果的な管理運営、公園機能の再編・強化、利用促進に向けた取組が必要です。

### 農地に関する課題

農地は農畜産物の生産の場のほか、多面的機能があるため、都市に必要なみどりとして保全に努める必要があります。

### みどりのある環境 に関する課題

こどもたちの健全な成長や市民等の心身の健康・充実のため、みどりとふれあえる環境づくりが重要となるほか、効率的・効果的に緑地等の整備を推進するため、市民緑地制度の導入を検討する必要があります。

### 生物多様性に 関する課題

生物多様性を確保するため、山林の適切管理や林業振興、多摩産材等の利活用のほか、エコロジカルネットワークの形成が必要です。

### 共創に関する課題

情報提供やイベントを通じた市民意識や理解の醸成のほか、ボランティア活動への参加につなげられるような仕組みづくり、活動団体への継続的な支援が必要です。

## 8. 計画改定の視点

「みどりのまちづくりの課題」などを踏まえ、計画改定の視点を示します。

### グリーンインフラの取組

みどりを「まもる」といった緑地確保だけでなく、「育てる」、「活かす」視点も重視し、みどりの多面的機能を活用したグリーンインフラの取組を推進します。

### 生物多様性への配慮

生態系のバランスが崩れつつある中、従来の生物多様性の確保に加え、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現を目指すとともに、有害鳥獣対策も含めた健全な生態系確保の取組を推進します。

### みどりのまちづくりの魅力向上に向けたパークマネジメント

あらゆる世代や多様な人々が利用できるよう、公園・緑地のポテンシャルを引き出し、多様な利活用ニーズに対応し、楽しみ方を広げるパークマネジメントの取組を推進します。

### 協働・共創によるまちとみどりの活性化

多くの市民や事業者がみどりのまちづくりを理解し、活動に参加することが必要なため、様々な主体が協力・連携し、みどりの魅力につながる価値を創出するための連携体制を充実します。

## 9. みどりの将来像

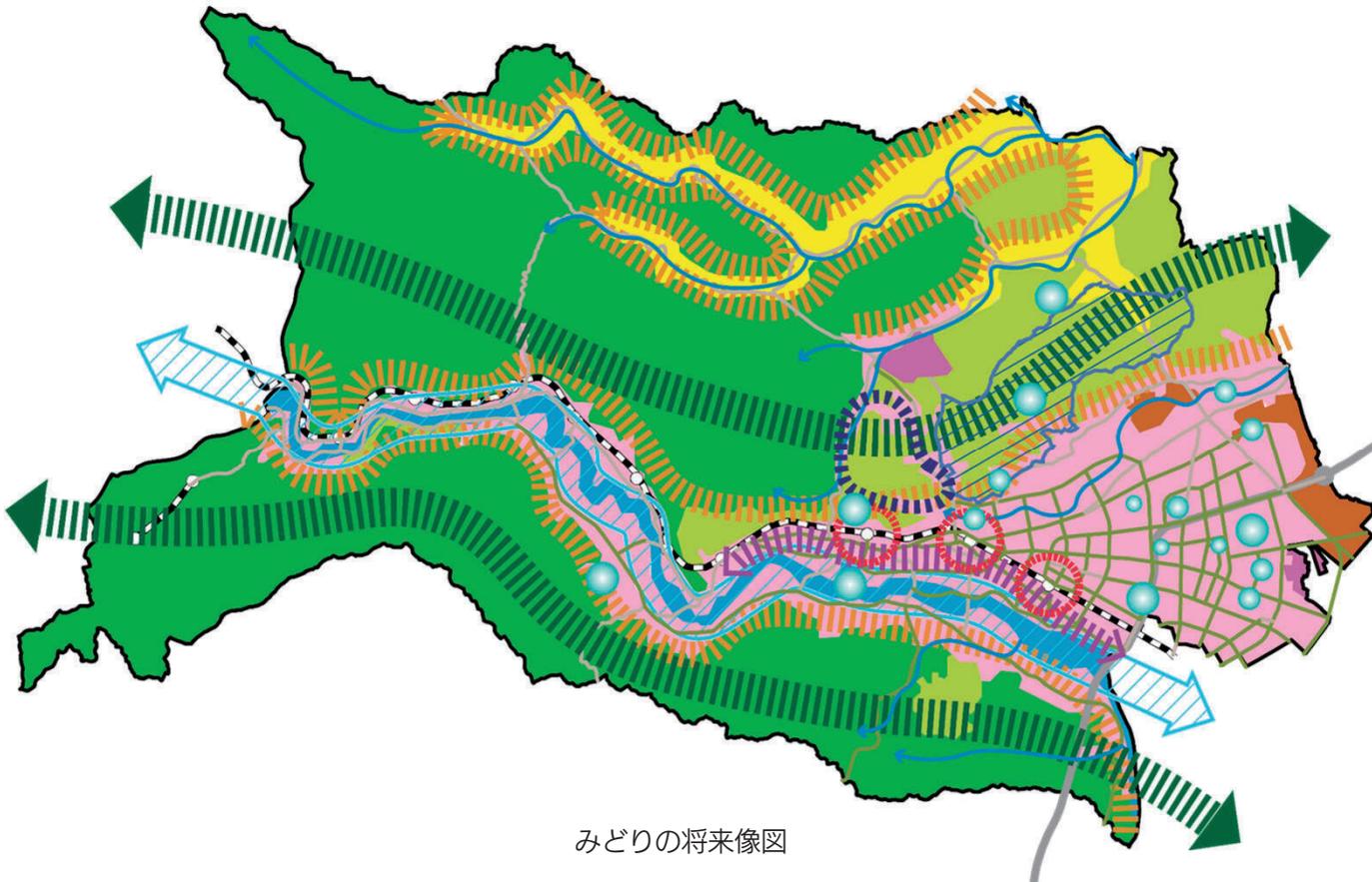
### (1) 基本理念

本市のみどり豊かな特徴を活かし、第7次青梅市総合長期計画の将来像「美しい山と渓谷に抱かれ、東京に暮す 青梅」を実現するため、継続したみどりの保全により、豊かなみどりを次世代に引き継ぐとともに、みどりの持つ多面的機能を地域の課題解決や活性化に活用することで、持続可能なみどりのまちづくりの実現を目指すこととし、基本理念は次のとおりとします。

「豊かなみどりを活かし、人とみどりが共生するまち 青梅」

### (2) みどりの将来像

基本理念の具体的なイメージとして、本市が目指すまちの姿を「みどりの将来像」として示します。



みどりの将来像図

ゾーニング	
	自然環境保全ゾーン
	自然環境活用ゾーン
	新市街地計画ゾーン
	農林・住環境調和ゾーン
	農地活用ゾーン
	多摩川保全ゾーン
	市街地ゾーン

みどりの軸と拠点	
	みどりの骨格となる山地・丘陵地
	水とみどりの主軸となる多摩川と崖線樹林
	市街地にある保全すべき立川崖線樹林
	自然環境に配慮し活用する河川ネットワーク
	市街地のみどりの軸となる街路樹ネットワーク
	山林と生活環境をつなぐ林縁部
	共創の拠点となる青梅の森
	主要3駅周辺のみどり
	魅力向上をはかる公園・緑地
	自然的景観を保全する風致地区

### (3) 基本方針と目標

みどりの将来像を実現するため、3つの基本方針と共通する方針を示します。  
また、基本方針にもとづき計画の目標を設定します。

#### 基本方針1 みどりをまもる

自然環境と共生したみどりのまちづくりのため、引き続き、みどりの保全活動に取り組み、適切な状態を維持し、次世代に引き継ぎます。

##### ●みどり率

現況値 令和5(2023)年	目標値 令和16(2034)年
市域全体 79.6%	市域全体 79.6%
市街化区域 29.7%	市街化区域 29.7%

##### ●みどりの質の満足度

現況値 令和5(2023)年	目標値 令和16(2034)年
みどりの質の満足度 32.3%	みどりの質の満足度 50%

#### 基本方針2 みどりを育てる

安全・安心で居心地よく、健康な生活をおくれる環境づくりのため、公園・緑地や街路樹、住宅の庭といった市街地のみどりを育てる取組を進めます。

##### ●公園・緑地の整備・管理状況の満足度

現況値 令和5(2023)年	目標値 令和16(2034)年
公園・緑地の整備・管理状況 26.5%	公園・緑地の整備・管理状況 50%

##### ●公園・緑地の利用頻度

現況値 令和5(2023)年	目標値 令和16(2034)年
公園・緑地の利用頻度が月に数回以上の割合 35.8%	公園・緑地の利用頻度が月に数回以上の割合 50%

#### 基本方針3 みどりを活かす

みどりの利活用により、産業振興のほか、防災、健康づくり、コミュニティ形成など賑わい創出に努めます。

##### ●農地の保全・管理状況の重要度

現況値 令和5(2023)年	目標値 令和16(2034)年
農地の保全や管理状況重要度 41.2%	農地の保全や管理状況重要度 60%

##### ●イベントの参加のしやすさ

現況値 令和5(2023)年	目標値 令和16(2034)年
イベントの参加のしやすさ満足度 12.1%	イベントの参加のしやすさ満足度 40%
重要度 31.8%	重要度 60%

#### 共通方針 共創（みどりを共につくる）

3つの基本方針の横断的な方針として、多様な主体が協力・連携して取り組み、みどりのまちづくりを推進するとともに、新たな魅力や価値を生み出します。

##### ●ボランティア活動・育成講座等の参加人数

現況値 令和5(2023)年	目標値 令和16(2034)年
参加人数 171人	参加人数 300人

## 10. 将来像実現のための施策

### 基本方針1 みどりをまもる

#### 1-1 山地・丘陵地の保全

みどりの骨格である山地・丘陵地は、豊かな自然と多面的な機能で私たちの生活を支えています。この貴重な山地・丘陵地を保全する取組を進めます。

#### 1-2 河川環境の保全

多摩川などの河川は、治水・利水だけでなく、みどりのネットワークを形成しています。水辺地や崖線樹林を含む河川環境を保全する取組を進めます。

#### 1-3 市街地の樹木の保全

市街地に点在する崖線樹林などは、貴重な自然環境であり、地域の景観を形成しています。これらの樹林を次世代に引き継ぐため、その保全に努めます。

#### 1-4 農地の保全

農業従事者の高齢化等により減少傾向にある農地は、まちづくりに必要な貴重なみどりです。農業振興施策と連携し、その保全に取り組みます。



勝沼城跡



霞川

### 基本方針2 みどりを育てる

#### 2-1 魅力ある公園・緑地づくり

あらゆる人々が楽しく過ごせるよう、地域の特性やニーズに合わせて公園の改修・管理を進めます。

#### 2-2 公共施設・道路のみどりづくり

公共施設は緑化によりみどりの拠点となり、街路樹が整備された道路は、みどりのネットワークとして機能することから、公共施設と道路の緑化を進めます。

#### 2-3 民有地のみどりづくり

まちの魅力向上に向け、住宅地や事業所などの民有地で、みどりを増やす取組を推進します。

#### 2-4 市街地のみどりのネットワークづくり

生物多様性の確保や防災性の向上等が期待できることから、市街地にある崖線樹林や公園・緑地等をつなげて有機的なみどりのネットワークづくりを推進します。



都市計画道路の街路樹



コミュニティ花壇

## 10. 将来像実現のための施策

### 基本方針3 みどりを活かす

#### 3-1 山地・丘陵地の活用

山地・丘陵地について、適切な森林管理を行い、森林環境譲与税を活用した森林整備を進め、地球温暖化防止や観光資源として活用します。

#### 3-2 河川環境の活用

市内の河川や水路は、生き物の生息地や景観形成、気温の冷却など、多様な機能を持つ身近な存在です。これらを積極的に活用し、水辺の魅力あふれるまちづくりを進めます。

#### 3-3 市街地のみどりの活用

市民に親しみのある河川や水路について、生き物の生息空間や景観形成、気温の冷却など多面的な機能を活かし、みどりのまちづくりに活用します。

#### 3-4 農地の活用

農地が持つ多面的な機能を活かし、市民の農業への理解を深めるとともに防災やレクリエーション、安全な食材の供給など、農地の活用を推進します。



御岳山ハイキングコース



市民農園

### 共通方針 共創(みどりを共につくる)

#### 共-1 多様な主体によるみどりのまちづくり

市民や事業者、各種団体など、市に関わるあらゆる主体が、より活発にみどりのまちづくりを進められるよう、支援や仕組みづくりを推進します。

#### 共-2 みどりのまちづくりに関する普及啓発

より多くの市民にみどりが興味を持ち関わるため、みどりに関する情報発信やイベント実施を推進します。



高校生向けインターンシップ



森林ボランティア育成講座



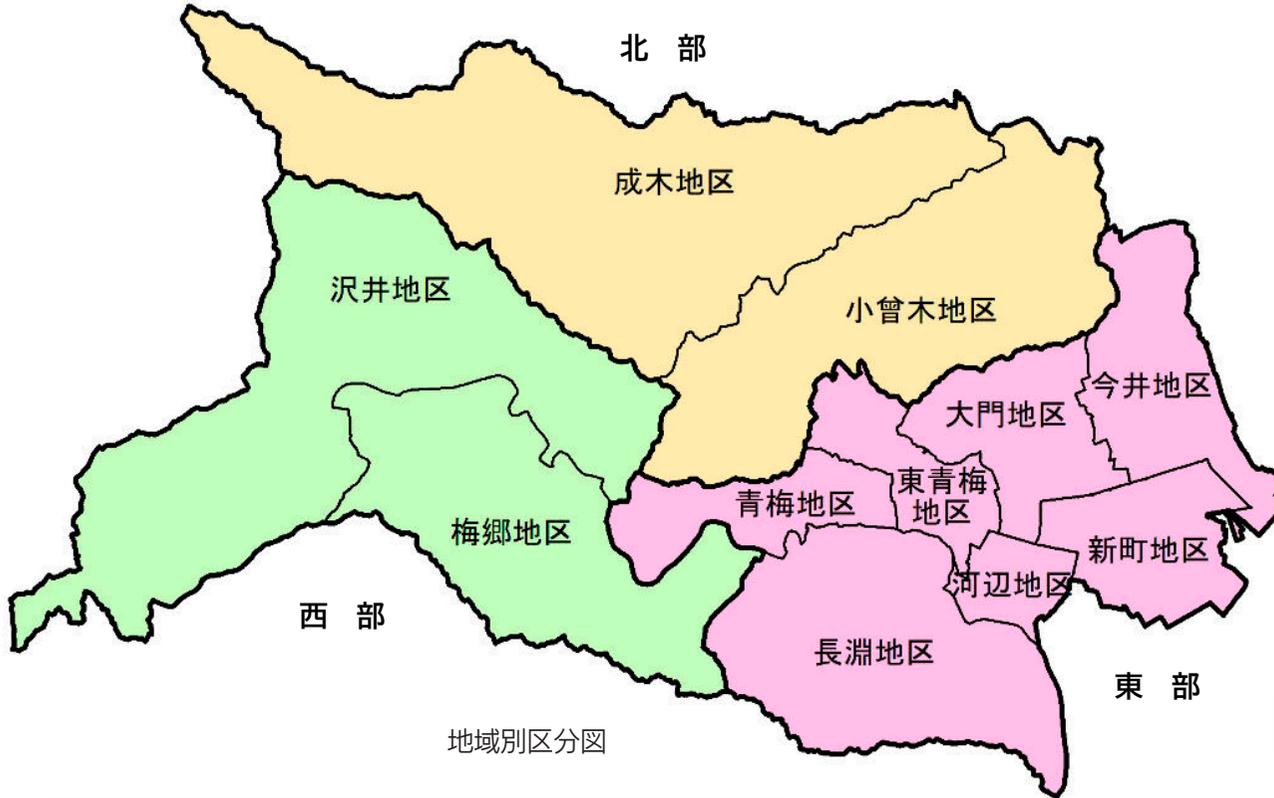
緑地管理ボランティア



親水事業

# 11. 地域別のみどりのまちづくり

扇状地に広がる市街地を中心に、霞丘陵と長淵丘陵を含んだ地域を東部地域、東部地域より西側は、多摩川水系と荒川水系との分水嶺となっている尾根を境界に南側を西部地域、北側を北部地域とし、3地域別のみどりのまちづくりの方針や取組を示します。



## 北部地域のみどりのまちづくり方針

山地や丘陵地、河川等の豊かな自然環境を保全するとともに、里山の生活環境や風景を活かした、ゆとりある生活空間の形成と地域コミュニティの活性化を目指します。



霞丘陵

## 東部地域のみどりのまちづくり方針

丘陵地や崖線樹林を保全するとともに、公園・緑地や社寺林、街路樹などの市街地のみどりを充実させ、みどり豊かな生活環境と市街地のエコロジカルネットワークの形成を目指します。



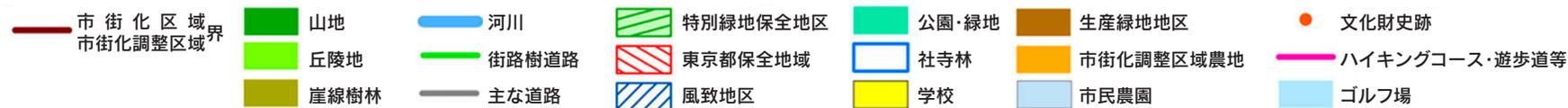
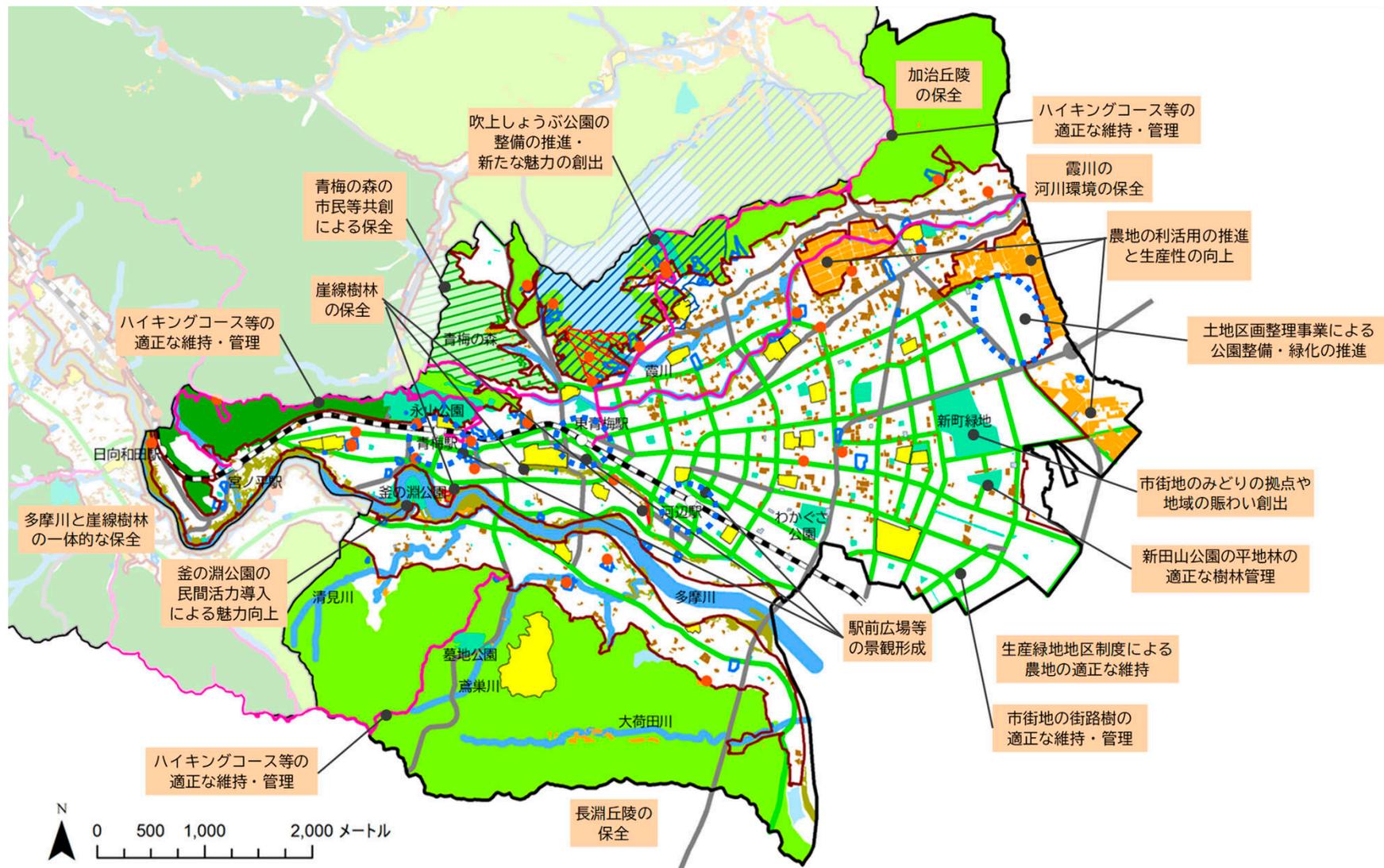
わかぐさ公園

## 西部地域のみどりのまちづくり方針

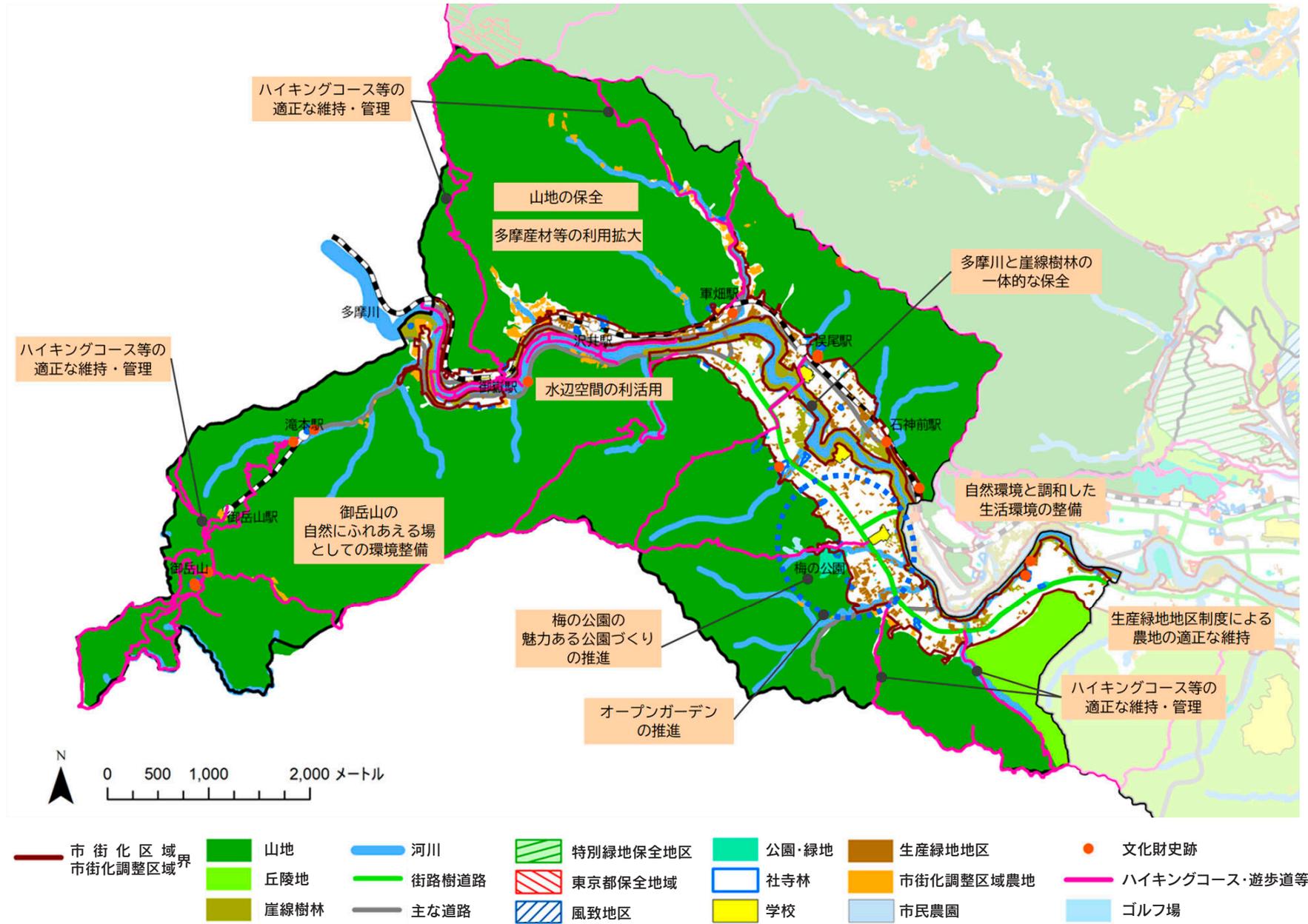
豊かな自然環境や歴史・文化等の地域資源を活用した観光・交流の促進とともに、自然環境と地域コミュニティが共存したゆとりと潤いのあるみどりのまちづくりを目指します。



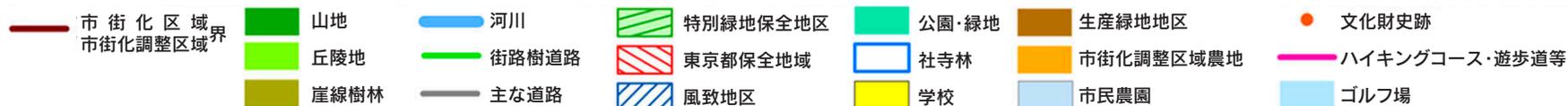
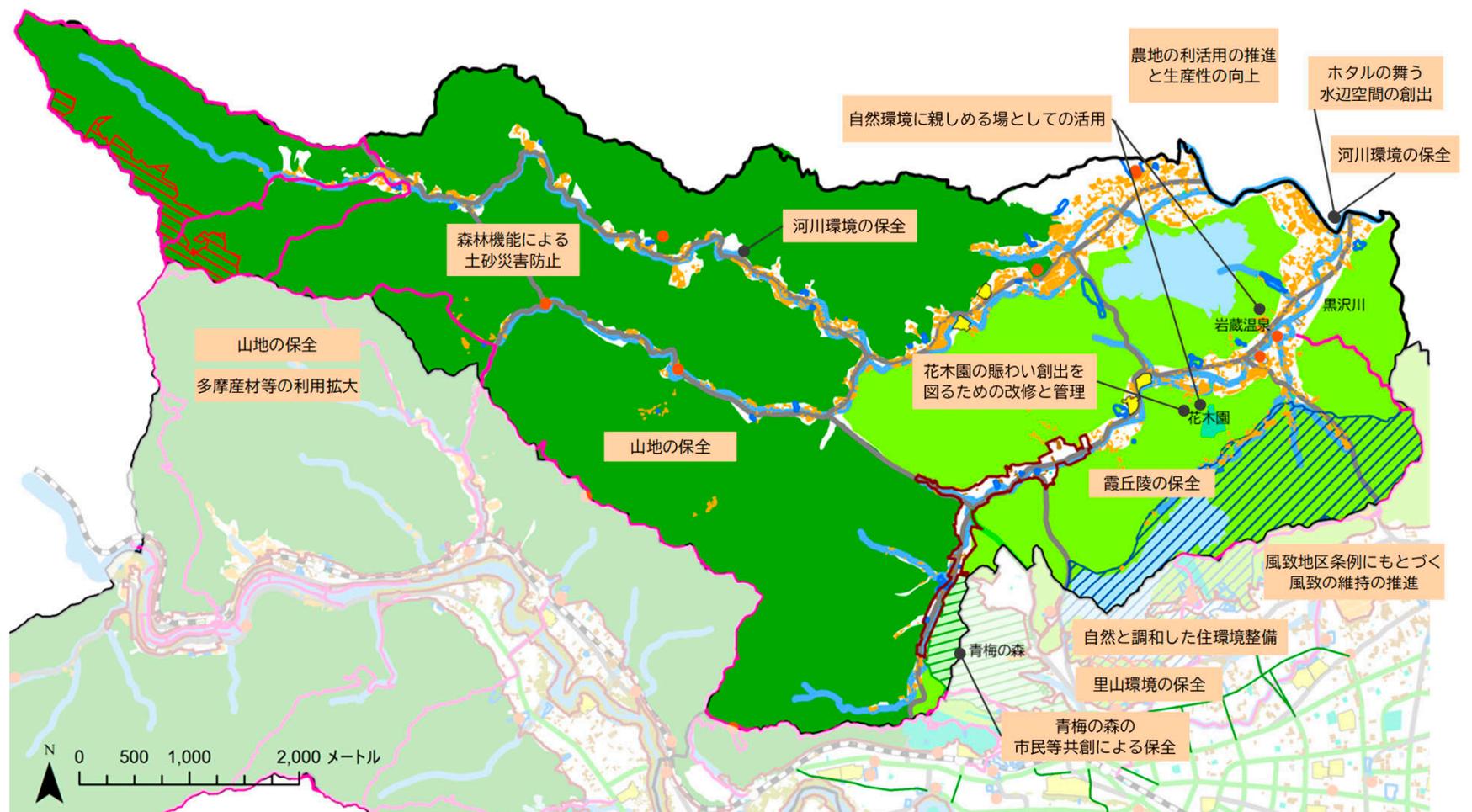
御岳渓谷



東部地域のみどりのまちづくり方針図



西部地域のみどりのまちづくり方針図



北部地域のみどりのまちづくり方針図

## 12. 緑地等保全・管理の方針

### (1) 特別保全緑地地区の保全に関する事項

特別緑地保全地区は、都市緑地法第12条に規定されており、無秩序な市街化の防止、公害または災害の防止等に必要なもの、伝統的・文化的な意義を有するもの、風致・景観が優れているもの、動植物の生息地・生育地として適正に保全する必要があるものが指定の対象となります。

本市では「第1号千ヶ瀬特別緑地保全地区」、「第2号青梅の森特別緑地保全地区」の2箇所を指定しています。

### 第2号青梅の森特別緑地保全地区

#### ■地区概要

青梅駅北側に位置する約91.7haの緑地で、西側は小曾木街道、東側は成木街道、北側は多摩団地や旭ヶ丘団地の住宅地、南側は永山公園に接しています。南北にのびる主稜線と複数の枝尾根や谷津で構成され、黒沢川に注ぐ大日沢と霞川に注ぐ柿沢川の源流などがあります。

#### ■保全計画

青梅の森特別緑地保全地区は、青梅の森事業計画にもとづき保全、活用と整備、体制と連携を図ります。

#### ■機能維持増進事業の実施の方針

緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備である機能維持増進事業を実施します。

#### 【整備内容】

青梅の森事業計画の保全の取組にもとづき、整備を実施します。



青梅の森

#### 青梅の森事業計画

##### 【基本理念】

青梅の森を、生物多様性を保ち、貴重な野生生物の生息・生育空間として保全し、市民との協働により保全活動を推進して、未来に引き継いでいくことを理念としていきます。

また、市民が自然とふれあえる場、里山のしくみを体験学習できる場、ハイキング等、だれもが気軽に利用できる場として継続的に活用していきます。

##### 【基本方針】

保 全：野生生物が生息し、人と共存できる環境を守る。

活用と整備：だれもが利活用できる環境の整備を行う。

体制と連携：行政と運営組織が連携し、事業促進に努める。

##### 【事業計画の枠組み】

基本理念をもとに3つの方針により、それぞれの取組とその内容を定め、事業の推進を図ります。

##### ●保全の取組

①動植物の保全

②谷津（湿地）の保全

③アカマツの保全

④住宅地隣接部の保全部管理

⑤樹林の保全

⑥幹線通路等の保全

##### ●活用と整備の取組

①施設等の活用

②循環保全

特別緑地保全地区のほか、本市では以下のとおり指定されています。

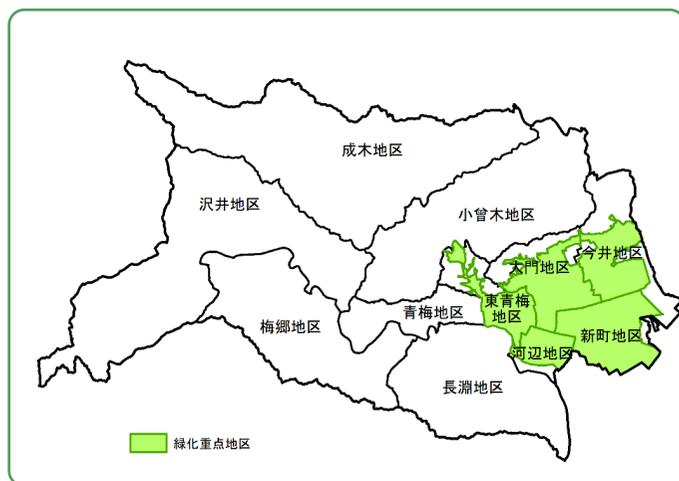
- ・国立公園（自然公園法）：秩父多摩甲斐国立公園
- ・都立自然公園（自然公園法）：都立羽村草花丘陵自然公園
- ・東京都保全地域（東京都自然保護条例）：勝沼城跡歴史環境保全地域  
青梅上成木森林環境保全地域  
立川崖線緑地保全地域
- ・風致地区（都市計画法）：霞丘陵風致地区
- ・保安林（森林法）：水源かん養  
土砂流出防備  
土砂崩壊防備  
その他

## (2) 緑化重点地区

緑化重点地区は、特に緑化の推進に配慮を加えるべき地区であり、重点的にみどりのまちづくりを推進する地区になります。

緑化重点地区の指定方針としては、エコロジカルネットワークを形成する上で、緑化の必要性が高い地区を選定することとし、大門地区、東青梅地区、新町地区、河辺地区、今井地区の市街化区域を緑化重点地区として、指定します。

これらの地区は加治丘陵、多摩川、長淵丘陵に挟まれており、適切に緑化を推進することで、2つの丘陵地や多摩川を、みどりによって有機的につなげます。



緑化重点地区位置図

都市公園の整備や公共施設の緑化とともに、各種制度を活用した民有地の緑化を積極的に推進します。

### ■公園・緑地

開発行為等に対して、開発条例にもとづき、質の高い公園・緑地等の整備となるよう適切な指導を行います。

釜の淵エリアについては、自然環境を活かした公園づくりを推進します。

### ■公共施設の緑化

市役所、学校などの公共施設では、既存樹木を適正に管理するとともに、壁面緑化等を積極的に推進します。

駅前広場では、植栽地やコミュニティ花壇の適正な管理によるみどりの修景を推進します。

コミュニティ花壇事業やみどりのカーテン普及事業により、市街地の緑化を推進します。



みどりのカーテン

### ■民有地の緑化

生け垣設置費補助金制度等の積極的な活用により、緑化を促進します。

民有地の樹林や空き地等の市民緑地制度の導入を検討します。

生産緑地地区制度の活用により、市街化区域内農地の適切な維持を図ります。



生産緑地

### ■青梅インターチェンジ北側地区

当該地内で整備される緑地や街路樹は、地区周辺のみどりの状況を勘案し、地区内外のみどりのつながりに配慮した緑化に努めます。当該地内の公園・緑地は、必要となる公園機能を踏まえ、施設や植栽地の配置や規模を検討し、計画的に整備します。

## 13. 計画の推進にあたって

本計画の推進にあたっては、共通方針である「共創（みどりを共につくる）」にもとづき、各施策に取り組むことから、市民、事業者・市民活動団体等が役割を踏まえ、共創の取組を進めることが重要です。

また、東京都や周辺自治体などの行政界を越えた広域的な連携にも配慮します。

### ■各主体の役割

#### ●市民、来訪者

市民、本市への通勤者や通学者、その他の来訪者の方々は、住んでいる地域や本市のみどりに関心を持ち、身近なところの緑化の取組やみどりに関するイベント、保全活動などに参加・協力することが望まれます。

#### ●活動団体、事業者

ボランティア等の活動団体、自治会、事業者、学校などは、地域のみどりに関する社会貢献活動やイベントへの参加が望まれます。また、農業や林業の従事者の方々は、本市のみどりを保全してきた重要な人々であり、引き続き農林業を通じて、みどりのまちづくりを担っていただきます。

活動団体等は、活動等を行っている地域のみどりの保全のため、活動の活性化が求められます。

#### ●行政

行政は、みどりのまちづくりの先導役として、本計画の内容の周知に努め、各施策を着実に推進します。

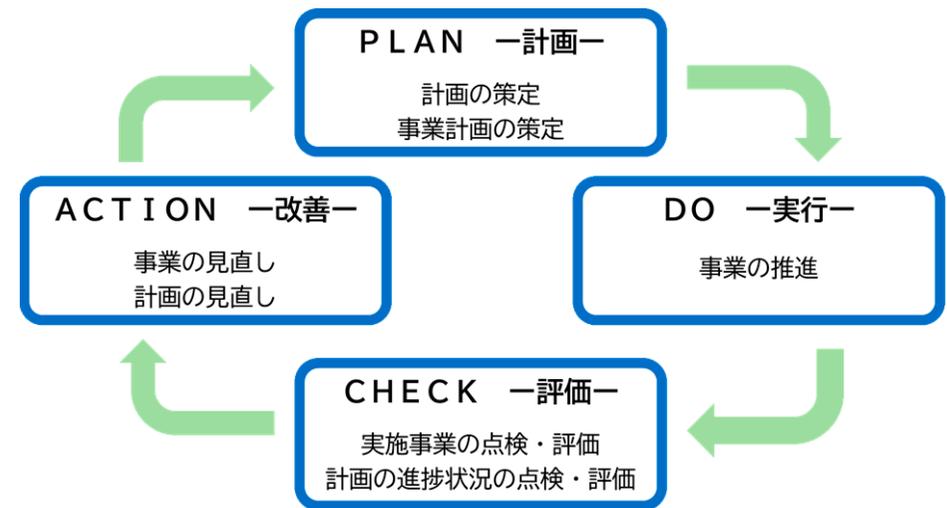
市民や事業者・市民活動団体等の取組に対し、積極的な情報提供や支援を行います。

また、行政界を越えた広域的な連携として、東京都や周辺自治体との連携による「緑確保の総合的な方針」等の推進、広域的なみどりのネットワークである山地や丘陵地、崖線樹林、河川の保全に取り組みます。

### ■進行管理

本計画にもとづく各施策の推進と継続的な改善を図るため、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）のサイクルで進行管理を行います。

また、本計画は計画期間が長期にわたることから、施策の進捗状況や社会状況の変化、上位計画の見直しに合わせて、必要に応じて計画の見直し・改定を行います。



進行管理の流れ



## 青梅市みどりの基本計画 概要版

令和7（2025）年12月 発行

発行 青梅市

編集 青梅市環境部公園緑地課

〒198-8701 東京都青梅市東青梅1-11-1

電話 0428-22-1111（代表）